

第 2 号議案

容量市場に係るベースライン等算定ツールの運用開始について
(案)

情報システム管理規程第 27 条の規定に基づき、容量市場に係る約定処理ツールの運用開始を別紙のとおり妥当であると認め、2022 年 3 月 1 日より運用を開始する。

以 上

【添付資料】

別紙：容量市場に係るベースライン等算定ツールの運用開始について

※別紙は、情報管理規程第 4 条（情報の格付の区分）の規定に基づき、外部秘（セキュリティ仕様等）に該当するため、非公表とする。